

【 第 一 章 】

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人河渡の郷福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとし、費用弁償規程を準用する。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤の理事報酬（、賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月末日

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程及び費用弁償規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

2 この規程が施行された時点で、以前の役員報酬規程は廃棄されるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

【 第 二 章 】

役員退職慰労金規程

第 12 条 (総則)

本規程は、退任した理事または監事（以下役員という）の退職慰労金について定める。

第 13 条 (退職慰労金額の決定)

退任した役員に支給すべき退職慰労金は、次の各号のうち、いずれかの額の範囲内とする。

- ① 本規程に基づき、理事会が決定し承認された額。
- ② 本規程に基づき計算すべき旨の理事会の決議に従い、評議員会が同意した額。

第 14 条 (退職慰労金の額の算出)

役員退職慰労金の額は、次の算式によって得たものとする。

- ① $\text{退職慰労金} = \text{退任時の役員報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{最終役員係数}$
- ② 各役位別の役員係数は次の通りとする。

役位	役員係数	役位	役員係数
理事長	3.0	常勤常務理事	2.0
非常勤常務理事	1.0	常勤理事	1.5
非常勤理事	0.5	常勤監事	1.2
非常勤監事	0.3	—	—

ただし、役位に変更のある場合には、役員在任中の最高役位をもって最終役位とする。

また、役位の変更によって報酬月額に減額が生じた場合も、最終報酬月額は役員在任中の最高報酬月額とする。

第 15 条（役員報酬）

役員報酬とは、役員報酬の名目で支給するものをいう。

第 16 条（役員在任年数）

役員在任年数は、1 カ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1 カ月未満は1 カ月に切り上げる。

第 17 条（在任期間の特例）

役員がその任期中に死亡し、またはやむを得ぬ事由により退任したときは、任期中の残存期間を在任月数に加算して計算することができる。

第 18 条（非常勤期間）

役員の非常勤期間について、原則として、退職慰労金算出の際の役員在任年数から除く。ただし、特別の場合は理事会で別に定めることができる。

第 19 条（功労加算金）

理事会は、特に功績が顕著と認められる役員に対しては、第 14 条により算出した金額に、その 30% を超えない範囲で加算することができる。
なお、監事が功労加算金の対象となる場合は、監事の同意を要する。

第 20 条（弔慰金）

役員が在任中に死亡したときは、次の金額を弔慰金として支給する。弔慰金のうちには葬祭料・花輪代は含まない。

業務上の死亡の場合……退任時の報酬月額×36（3カ年分）

その他の死亡の場合……退任時の報酬月額×6（6カ月分）

第 21 条（特別減額）

理事会は、退任役員のうち、在任中特に重大な損害を会社に与えた者に対し、第 14 条により算出した金額を減額することができる。

第 22 条（支給時期および方法）

退職慰労金の支給時期は、理事会での決定後 2 カ月以内とする。ただし、経済界の景況、法人の業績等により当該役員またはその遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることがある。

第 23 条（法人加入の事業保険との関連）

退職慰労金と関連のある法人加入の生命保険及び損害保険契約の受取保険金

(中途解約返戻金も同じ)は、全額法人に帰属する。

<付 則>

本規程は、平成27年 月 日より実施する。

附則この規程は、平成29年6月24日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名報酬の額

理事長月額 250,000 円

別表第2（常勤の理事の退職金算定式）

役員退職慰労金規程（役員及び評議員の報酬等に関する規程）に準じる

別表第3（非常勤等の役員の報酬）

（1）理事

日額

理事会等会議への出席 0 円

上記の他，法人・施設業務のための出勤 0 円

（2）監事

日額

監事監査等への出席 0 円

上記の他，法人・施設業務のための出勤 0 円

別表第4（評議員の報酬）

日額

評議員会への出席 0 円

上記の他，法人・施設業務のための出勤 0 円